

## 木津川市告示第61号

騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等を次のように定める。

平成29年3月31日

木津川市長 河井 規子

騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等

### (趣旨)

第1条 この告示は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）及び環境基本法（平成5年法律第91号）並びにこれらの法律に基づく命令（告示を含む。）並びに京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）第2条の規定により市が処理することとされた京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号。以下「府条例」という。）及び府条例に基づく規則（告示を含む。）の規定に基づき、騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」又は「準工業地域」とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地（以下「指定地域」と総称する。）をいう。

2 この告示において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第I種区域」又は「第II種区域」とは、それぞれ次の表に定める区域をいう。

区域	該当する地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第I種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第II種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等)

第3条 騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等は次の表のとおりとする。

種類	区分	規制地域	規制基準等
騒音	(特定工場等及び特定建設作業の騒音関係) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準	指定地域	別表第1に定める とおりとする。 (特定工場等に係 るものに限る。)
	(特定建設作業の騒音 関係) 特定建設作業に伴つて 発生する騒音の規制に 関する基準(昭和43 年厚生省・建設省告示)	指定地域	

第1号) 別表第1号の規定により指定する地域		
(自動車騒音関係) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める 省令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定により定める区域	<p>a 区域とは、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。</p> <p>b 区域とは、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。</p> <p>c 区域とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。</p>	
(特定工場等の騒音関係(府条例)) 府条例附則第9項の規定により読み替えて適用される同条第33条第1項の規定により定める規制基準		別表第1に定めるとおりとする。
(拡声器使用の騒音関係) 府条例附則第10項の規定により読み替えて適用される同条第56		別表第2に定めるとおりとする。

	条第3項の規定により定める音量		
	(深夜営業等の騒音関係) 府条例附則第11項の規定により読み替えて適用される同条第57条第1項の規定により定める区域及び基準	指定地域	別表第3に定めるとおりとする。
振動	(特定工場等及び特定建設作業の振動並びに道路交通振動関係) 振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準	指定地域	別表第4に定めるとおりとする。 (特定工場等に係るものに限る。)
	(特定建設作業の振動関係) 振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する区域	指定地域	
	(道路交通振動関係) 振動規制法施行規則別表第2備考1及び備考	第1種区域(左欄に掲げる表に規定する第1種区域をいう。)とは、第I	昼間とは、午前8時から午後7時までとする。

	2の規定により定める区域及び時間	種区域とする。 第2種区域（左欄に掲げる表に規定する第2種区域をいう。）とは、第Ⅱ種区域とする。	夜間とは、午後7時から午前8時までとする。
	(特定工場等の振動関係（府条例）) 府条例附則第9項の規定により読み替えて適用される同条第33条第1項の規定により定める振動に係る規制基準		別表第4に定めるとおりとする。
悪臭	(事業場の悪臭関係) 悪臭防止法第3条の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準	本市の全域	別表第5に定めるとおりとする。

(騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域)

第4条 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の規定により指定する地域は、次の表に定めるとおりとする。

地域の類型	該当する地域
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(関係告示の廃止)
  - 2 次に掲げる告示は、廃止する。
    - (1) 騒音に係る環境基準の地域の類型指定に関する告示（平成24年木津川市告示第46号）
    - (2) 騒音規制法に基づく地域の指定に関する告示（平成24年木津川市告示第47号）
    - (3) 指定された地域における騒音の規制基準に関する告示（平成24年木津川市告示第48号）
    - (4) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定に関する告示（平成24年木津川市告示第49号）
    - (5) 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分に関する告示（平成24年木津川市告示第50号）
    - (6) 振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準に関する告示（平成24年木津川市告示第51号）
    - (7) 振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定に関する告示（平成24年木津川市告示第52号）
    - (8) 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分に関する告示（平成24年木津川市告示第53号）
    - (9) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に関する告示（平成24年木津川市告示第54号）
    - (10) 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音に係る規制基準の設定に関する告示（平成24年木津川市告示第55号）
    - (11) 京都府環境を守り育てる条例に基づく振動に係る規制基準の設定に関する告示（平成24年木津川市告示第56号）

(12) 京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声機の使用の制限に係る音量に関する告示（平成24年木津川市告示第57号）

(13) 京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒音に係る区域及び基準の設定に関する告示（平成24年木津川市告示第58号）

別表第1（第3条関係）

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域
昼間	午前8時から 午後6時まで	45デシベル	50デシベル	65デシベル
朝・夕	午前6時から 午前8時まで	40デシベル	45デシベル	55デシベル
	午後6時から 午後10時まで			
夜間	午後10時から 午前6時まで	40デシベル	40デシベル	50デシベル

備考

1 第2種区域又は第3種区域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「特定配慮施設」と総称する。）の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準（第2種区域にあっては、昼間及び朝・夕に限る。）は、この表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- 2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z 873-1に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

別表第2（第3条関係）

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域及び指定地域以外の地域	第3種区域
午前8時から 午後6時まで	5.5デシベル	6.0デシベル	7.5デシベル
午後6時から 午後8時まで	5.0デシベル	5.5デシベル	6.5デシベル

備考

- 1 「デシベル」とは、別表第1備考2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

- 2 騒音の測定に用いる計器は、別表第1備考3に定めるところによる。
- 3 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、別表第1備考4に定めるところによる。
- 4 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

別表第3（第3条関係）

区域の区分	第Ⅰ種区域	第Ⅱ種区域
基準	40デシベル	50デシベル

備考

- 1 「デシベル」とは、別表第1備考2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定に用いる計器は、別表第1備考3に定めるところによる。
- 3 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、別表第1備考4に定めるところによる。
- 4 測定場所は、店舗等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。
- 5 この表は、災害その他の非常の事態の発生により実施する作業に伴う場合についてでは、適用しない。

別表第4（第3条関係）

区域の区分	第Ⅰ種区域	第Ⅱ種区域
時間の区分		
昼間 午前8時から 午後7時まで	60デシベル	65デシベル
夜間 午後7時から 午前8時まで	55デシベル	60デシベル

備考

- 1 特定配慮施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準（第Ⅰ種区域にあっては、昼間に限る。）は、この表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C1510に定めるものを用いることとする。

4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動

(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。) の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減じるものとする。

指示値の差	補正值
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数值とする。

6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。

別表第5（第3条関係）

区分	規制基準
敷地境界線における特定悪臭物質の濃度	付表に定めるとおりとする。
排出口における特定悪臭物質の流量	付表に定める値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量
排出水中における特定悪臭物質の濃度	付表に定める値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

付表

悪臭物質の種類	許容限度	
	A地域	B地域
アンモニア	大気中における含有率が 100万分の1	大気中における含有率が 100万分の5
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100万分の0.002	大気中における含有率が 100万分の0.01
硫化水素	大気中における含有率が 100万分の0.02	大気中における含有率が 100万分の0.2
硫化メチル	大気中における含有率が 100万分の0.01	大気中における含有率が 100万分の0.2
二硫化メチル	大気中における含有率が 100万分の0.009	大気中における含有率が 100万分の0.1

トリメチルアミン	大気中における含有率が 100万分の0.005	大気中における含有率が 100万分の0.07
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.05	大気中における含有率が 100万分の0.5
プロピオノアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.05	大気中における含有率が 100万分の0.5
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.009	大気中における含有率が 100万分の0.08
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.02	大気中における含有率が 100万分の0.2
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.009	大気中における含有率が 100万分の0.05
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100万分の0.003	大気中における含有率が 100万分の0.01
イソブタノール	大気中における含有率が 100万分の0.9	大気中における含有率が 100万分の20
酢酸エチル	大気中における含有率が 100万分の3	大気中における含有率が 100万分の20
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100万分の1	大気中における含有率が 100万分の6
トルエン	大気中における含有率が 100万分の10	大気中における含有率が 100万分の60
スチレン	大気中における含有率が 100万分の0.4	大気中における含有率が 100万分の2
キシレン	大気中における含有率が 100万分の1	大気中における含有率が 100万分の5
プロピオノ酸	大気中における含有率が	大気中における含有率が

	100万分の0.03	100万分の0.2
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100万分の0.001	大気中における含有率が 100万分の0.006
ノルマル吉草 酸	大気中における含有率が 00万分の0.0009	大気中における含有率が 100万分の0.004
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100万分の0.001	大気中における含有率が 100万分の0.01

#### 備考

- 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。
- 2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

